

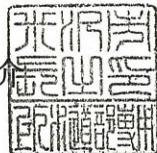


業務第123号
令和6年6月26日

米沢市水道事業及び下水道事業運営審議会

会長 遠藤 昌敏 様

米沢市長 近藤 洋介



適正な下水道使用料のあり方について（諮問）

このことについて、米沢市水道事業及び下水道事業運営審議会設置条例（平成31年米沢市条例第8号）第2条第1項第4号及び同項第6号の規定に基づき、貴審議会に対し、次のとおり諮問いたします。

1 諒問事項

適正な下水道使用料のあり方について

2 諒問の趣旨

下水道事業は、地方財政上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されています。

本市の下水道事業に伴う収入は、今後人口減少傾向が続くことで、有収水量とともに減少していくと予想されることから、下水道整備の推進と適切な維持管理を図るためには、公共下水道事業に要する費用について、国、地方公共団体、使用者等の適正な費用負担が必要です。

この度は、昨今の物価高騰や収支計画の見通しを踏まえて、適正な下水道使用料のあり方について貴審議会の意見を賜りたく諮問するものです。

3 諒問事項の内容

国が求める最低限行うべき経営努力の水準を確保できていない状況を改善しようとするもの

- (1) 使用料で賄うべき汚水処理に要する費用単価（汚水処理原価）が、使用料単価を上回る原価割れの状態を改善することについて
- (2) 財政措置に関連して、使用料で資本費（減価償却費等）を賄う割合が、国が求める目標値を下回る状態を改善することについて